独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

　　　　　　　　　　　　　　　鹿児島支部長　殿

確認書

私は、次の各号のいずれにも該当しません。

（１）現在、警察等の取り調べを受けている

（２）現在、起訴されている

（３）推薦年の６月１日を基準日として、下表に定める期間内に禁固以上の刑に処せられた

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 障害者の雇用の促進と職業の安定に貢献した個人 | 優秀勤労障害者 |
| 大臣表彰 | 過去２０年 | 過去１０年 |
| 理事長表彰 | 過去１０年 | 過去７年 |
| 理事長努力賞 | 過去６年 | 過去３年 |

（４）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいい、元暴力団員（既に暴力団を離脱しているものの暴力団員と変わらない者に限る。）を含む。以下同じ。）

（５）暴力団準構成員（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下同じ。）

（６）総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

（７）社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

（８）特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている個人をいう。）

（９）その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする個人

令和　　年　　月　　日

本人署名

（未成年又は本人が署名することが困難な場合に署名）

親権者又は代理人署名

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

　　　　　　　　　　　　　　　鹿児島支部長　殿

確認書

私は、次の各号のいずれにも該当しません。

（１）現在、警察等の取り調べを受けている

（２）現在、起訴されている

（３）推薦年の６月１日を基準日として、下表に定める期間内に禁固以上の刑に処せられた

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 障害者の雇用の促進と職業の安定に貢献した個人 | 優秀勤労障害者 |
| 大臣表彰 | 過去２０年 | 過去１０年 |
| 理事長表彰 | 過去１０年 | 過去７年 |
| 理事長努力賞 | 過去６年 | 過去３年 |

（４）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいい、元暴力団員（既に暴力団を離脱しているものの暴力団員と変わらない者に限る。）を含む。以下同じ。）

（５）暴力団準構成員（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下同じ。）

（６）総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

（７）社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

（８）特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている個人をいう。）

（９）その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする個人

令和○○年○○月○○日

表彰　太郎

本人署名

（未成年又は本人が署名することが困難な場合に署名）

親権者又は代理人署名